院内感染防止対策に関する取り組みについて

院内感染防止に留意し、感染防止対策チームを常設し、各部署の責任者を主とした院内感染対策委員会を設置しています。

主な活動内容として以下に掲載します。
1）院内感染委員会を定期的に開催し、感染防止に係る会議を行います。
2）全職員を対象として感染に関する研修会を年2回開催します。
3）感染対策マニュアル・ガイドラインの改訂を定期的に行い感染防止に努めます。
4）院内感染リンクナースを設け、感染に関する具体的な活動の支援をします。
5）広域スペクトラムを有する抗菌薬及び抗MRSA薬の使用を管理します。
6）耐性菌等の情報を把握し、耐性菌の発生や拡大を防止します。
7）佐世保市総合医療センターと連携し、地域の感染防止対策に努めます。
8）新興感染症発生時に患者を受け入れる医療機関です。

医療安全管理について

当院では、医療安全管理者等による相談及び支援を受けることができます。
また当院では、診療情報の提供に際し（1）口頭、（2）説明文書、（3）診療記録の開示等、適切な方法により診療情報を提供する体制を整えています。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年6月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にて、その旨お申し出ください。

当院では、下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価及び指導管理を行い、必要に応じて専門的な治療体制を有している佐世保市総合医療センターへ紹介を行います。

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組について

当院では以下の通り病院勤務医の負担軽減策を実施しております。
1） 修学金貸与制度による勤務医候補の育成
2） 非常勤当直医の確保
3） 医師事務作業補助者の育成
4） 短時間正規雇用医師の確保
5） 医師と医療従事者の業務分担
6） 連続して当直を行わない体制構築

医療DX推進体制整備加算のお知らせ

オンライン資格確認に関して

当院はオンライン資格確認について、次の整備を行っています。
〇当院では診療報酬オンライン請求を行っています。
〇オンライン資格確認を行う体制を有しています。
〇医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
〇マイナ保険証利用を促進する為、お声掛けやポスター掲示を行い、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
〇電子処方箋の発行及び国等が提供する電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを今後導入する為に準備を進めております。
診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療に努めます。正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用にご協力をお願いします。

また当院においては、患者さんの状態に応じ28日以上の長期の投薬が可能です。
・28日以上の長期の投薬
・リフィル処方箋の交付のいずれかが可能です。
※尚、当院では主に長期の投薬をご案内しています。

院内トリアージ実施に関して

当院では、救急受診される患者さんに対し、院内トリアージを行っております。
トリアージとは、病気の緊急度を決定し診療の優先順位を決定することです。そのため来院順に診療する体制とは異なり、緊急度（優先順位）の高い患者さんを優先的に診療することがあります。場合によっては、後から来院された患者さんを先に診療することがありますが、ご理解いただきますようお願い致します。

長期収載品の選定療養に関して
後発医薬品のある医薬品で、先発品（長期収載品）での処方を希望される場合、選定療養の仕組みが導入され特別の料金が発生する場合があります。
詳しい説明が必要な場合は、総合受付にてお尋ねください。

当院は、敷地内禁煙となっています。
当院は、保険医療機関の指定を受けています。

地方独立行政法人　北松中央病院における
個人情報の取り扱いについて

地方独立行政法人　北松中央病院では、患者様個人の人格を尊重する医療機関として、業務上知り得た全ての個人情報を、個人情報保護法及び院内規定（地方独立行政法人　北松中央病院個人情報保護規則）に則り、下記の通りに取り扱い、患者様等から信頼される医療機関であるよう努力していきたいと考えております。

記

1. 当院では、患者様の個人情報を下記の目的で利用させて戴きます。下記の内容は、同意があったものとして取り扱いをさせて戴きます。これ以外の目的で利用させて戴くことが生じた場合には、改めて患者様等の同意を戴きます。尚、下記の項目で、不都合がありましたら遠慮なくナースステーションへお申し出下さい。できるだけ患者様のご意向に沿うよう最大限の努力をさせて戴きます。

◆病院内での利用目的
A：患者様に提供する医療サービス　B：医療保険事務　C：入退院の病棟管理　D：医療事故等の内部報告
E：会計・経理　F：当該患者様の医療サービスの向上　G：**外線電話のお取次ぎ**
H：**お見舞い・面会のご案内**　I:その他訪問看護ステーション・居宅支援事業所との連絡

◆病院外への情報提供
A：他の病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との連携
B：他の医療機関等からの照会への回答　C：患者様の診療の為、外部の医師等の意見・助言を求める場合
D：検体検査業務の委託・その他の業務委託　E：ご家族への病状説明　F：その他、患者様への医療機関に関する利用
G：当院での医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務及びその委託　H：審査支払い機関へのレセプト（診療報酬明細書）の提出　I：審査支払い機関または保険者からの照会への回答　J：企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知　K：医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体・保険会社等への相談または届出等　L：公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出・照会への回答
M：審査支払機関又は保険者への照会　N：その他、医療・介護・労災保険及び、公費負担医療に関する診療請求のための利用

◆その他、医療機関の管理運営業務に関する利用
A：医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料　B：当院内で行われる医療実習への協力
C：医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究　D：外部監査機関への情報提供

2. 当院では、誤認（患者様取り違え等）防止の医療安全上の観点から、患者様のお名前を下記の通りに取り扱いさせて戴きます。
A：外来待合室、診察室、検査室、病棟病室内、院内薬局、会計窓口ではお名前をお呼び致します。
B：病室の入り口及び、ベッド、点滴等の医薬品には、お名前を表示致します。
C：緊急を要する場合には、患者様あるいはそのご家族、お付添いの方を院内放送でお呼びすることがあります。
D：上記3項目（2－A、2－B、2－C）でご都合の悪い方は、遠慮なく職員へお申し出下さい。その際、できるだけ患者様のご要望にお応えすべく、最大限の努力をさせて戴きます。

3. 当院では、上記項目1，2以外で、ご本人の承諾がない限り、個人情報を第三者に提供することはありません。

4. 患者様の個人情報は、いつでも開示・訂正・追加または、削除のお申し出ができます。お申し出があった場合には、ご本人であることを確認し、登録された情報の開示・訂正・追加・削除を院内の委員会で検討を行います。

5. 適応除外について
当院では、患者様の個人情報を上記の通り適正に取り扱いますが、（A）法令等に定めがあるとき、（B）ご本人様または第三者の生命、身体又は、財産の保護のために必要と判断した場合に、緊急かつやむを得ない時のいずれかに該当する場合には、上記の取り扱いを適応しない場合がありますので、予めご了承下さい。

6. ビデオカメラの設置
当院は、防犯上の観点（不審者・不審物等）から出入り口に24時間録画付きビデオカメラを設置しております。

7. 個人情報の安全管理

当院では、患者様からお預かりした個人情報について、漏洩・滅失・盗難又は毀損を防止するために、厳重な安全管理対策を実施致します。尚、業務遂行上、やむを得ず個人情報の取り扱いを外部に委託する場合には、必ず地方独立行政法人　北松中央病院と個人情報保護に係る契約を結んだ、信頼のある業者に委託します。
また職員全員からも誓約書の提出を義務づけております。

8. **お問い合わせ窓口**

当院における個人情報の取り扱いに関しまして、**ご質問等がある場合には地域連携室又は、医療相談室までお尋ね下さい。**

9. 個人情報保護の院内規定の変更

この規定で、不具合が生じ問題が発生した場合は、その都度検討し、患者様の不利にならないように内容の変更をする場合があります。

10. 平成17年4月1日開始　　4月20日改正　5月31日改正　平成23年6月6日改正　平成29年10月改正
令和2年8月改正　令和3年4月1日改正

地方独立行政法人　北松中央病院　　理事長